



No.656
3 分間
税ミナール
令和 8 年 2 月 25 日

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平
〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

公益信託制度改革等に伴う、改正のポイント

公益信託は、委託者から受託者に託された信託財産を用いて、受託者が委託者の想いに沿った公益活動を継続的に行う仕組みですが、主務官庁制により許可監督の基準・運用が不統一、信託財産が金銭に限られる、公益信託が一般に知られていない等の理由から、これまで活用が低調でした。今回、公益信託制度が抜本的に見直され、より使い勝手の良い仕組みとなります。

まず、2026年(令和8年)4月1日の新しい公益信託制度の施行に合わせて、公益信託に関する税制上の優遇措置の見直しが進められています。新制度は、従来の公益信託法を全面的に改正した「公益信託に関する法律」に基づくもので、改正法の施行にあわせて、税制面でも公益法人と同等の優遇措置が適用されるように制度整備が進んでいます。その中心となるのが、公益信託の受託者に対する税制優遇措置の適用拡大です。これまで税制面で優遇されてきたのは主に公益法人等でしたが、改正公益信託法に基づく新しい公益信託についても、受託者に対して公益目的の財産抛却等に係る譲渡所得税等の非課税措置(いわゆる承認特例)が適用されるようになります。つまり、個人や法人が公益信託を信託財産とするために財産を贈与・遺贈した場合でも、一定の要件を満たせば譲渡所得等が課税されない取り扱いが受けられるようになります。

また、公益信託の信託財産を別の資産へ買い換える場合にも、税制上の特例措置が継続して適用される方向で制度整備が進んでいます。これにより、受託者は公益信託の目的に応じて信託財産を柔軟に運用できるようになり、公益活動の継続性や効率性が高まることが期待されています。

さらに、寄附金控除についても、公益信託への抛却について寄附金控除の対象となる場合がある点について検討が進んでいます。たとえば、従来の税制では「認定特定公益信託」等について寄附金控除の対象となるケースがありますが、新制度ではこれらの適用範囲が拡大し、公益信託への寄附が税務上より扱いやすくなる方向で議論されています。

このように、2026年4月から施行される新しい公益信託制度と連動して、税制上の優遇措置も公益法人と同等に適用される方向で整備が進んでいます。具体的な適用条件や手続きの詳細については、今後策定される政省令やガイドライン等で明確化される予定です。

